

「第 54 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 4 月 9 日(金) 18 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それではただいまより、第 54 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、いつものように私から、状況報告、各局等の取組についてご説明をいたします。

次、世界の感染の状況になります。一番下のところになりますけれども、世界の感染者数が約 1 億 3,297 万人、それから死亡者数に関しましては 288 万人を超える方が亡くなられています。

次、国内の発生状況になります。国内では合計で約 49 万人の方が感染をされ、9,298 名の方が亡くなられています。

次、都内の発生状況です。陽性者累計で 12 万 4,450 人の方が感染されています。そのうち退院された方は 11 万 8,732 人、入院が現在 1,521 人という状況になっております。

次、直近の国の動きになります。本日、国では第 60 回になりますが、政府の対策本部会議が開かれております。右側が直近の都の動きになります。前回 3 月 24 日に第 53 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応になります。特記事項はありません。

次、直近の各局の主な対応になります。政策企画局、3 月 24 日に 1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同取組を実施いたしました。

総務局ですが、4 月 1 日以降、人権問題に関する専門電話相談を開始しております。また、「コロナ対策リーダー」の研修を開始したところです。

次、生活文化局です。東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けにワクチン接種に関するチラシをさらに 15 言語で作成・配布、また、段階的緩和期間における都の対応につきまして「やさしい日本語」で発信をしております。

また、広報東京都 4 月号で、東京 i CDC、感染症に対応した支援・対策について掲載をいたしました。

次、産業労働局のところですが、3 月 26 日以降になりますが、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の申請受付を開始し、また、4 月 1 日以降の分について公表いたしました。

多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表をしております。

また、「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付を開始し、出勤者数の削減に向け

まして「トコトン・テレワーク」の実施について、そして、テレワーク導入率の調査結果(3月後半)について公表をいたしております。

次、中央卸売市場です。市場業者の使用料及び光熱水費の支払いを猶予しております。

次は、建設局。一時的に道路占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対しまして、納付期限を猶予、港湾局では、同じく一時的に港湾占用料等の納付に関して同様の猶予措置を実施しております。

次、水道局です。水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長をしたところです。

続きまして、各局からの報告をお願いいたします。まず、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(案)、他の案件につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

私からは、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(案)、コロナ対策リーダー及び飲食店等に対する徹底点検サポートについて説明をいたします。

まず、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置(案)でございますけれども、国は、本日、都へのまん延防止等重点措置の適用を決定いたしました。これを受けて、都としてのまん延防止等重点措置(案)を説明いたします。

まず、1 ページでございますが、指定する区域は、23 区及び八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市の6市、期間は4月12日0時から5月11日の24時までといたします。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民及び事業者に向けた要請を行います。

2 ページは、都民向けの要請でございます。都県境を超えた不要不急の外出・移動の自粛、特に変異株により感染が急拡大している大都市圏との往来の自粛、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと、会食において会話をする際のマスク着用の徹底を要請いたします。

3 ページですが、事業者向けの要請等でございます。措置区域における飲食店等の使用制限でございますが、飲食店と、遊興施設等のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗の事業者に対しまして、営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供は11時から19時までとすることを要請いたします。

また、施設に入場する者に対するマスクの着用の周知や、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、アクリル板の設置や利用者の適切な距離の確保等、会話等の飛沫による感染の防止の効果のある措置等を要請いたします。

さらに、業種別ガイドラインの遵守やカラオケ設備の利用自粛を要請いたします。

4 ページですが、措置区域におけるその他の施設への対応でございます。今回の措置の主

眼は人流を抑制することにあります。飲食店等以外の施設についても、1,000 平方メートルを超える物品販売業を営む店舗やサービス業を営む店舗、運動施設、劇場、映画館、展示場、美術館、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分などを対象に、営業時間を 5 時から 20 時まで、酒類の提供は、11 時から 19 時までについて協力をお願いいたします。

また、業種別ガイドラインの遵守について要請をいたします。

5 ページでございますが、措置区域外における飲食店等の使用制限でございます。飲食店等の事業者に対し、営業時間を 5 時から 21 時までとし、酒類の提供は、11 時から 20 時までとすることを要請します。

また、措置区域と同様に、特措法施行令第 5 条の 5 に規定される各措置を要請いたします。

さらに、業種別ガイドラインの遵守やカラオケ設備の利用自粛を要請いたします。

6 ページですが、措置区域以外のその他の施設への対応でございます。飲食店等以外の施設についても、1,000 平方メートルを超える物品販売業を営む店舗やサービス業を営む店舗、運動施設、劇場、映画館、展示場、美術館、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分などを対象に、営業時間 5 時から 21 時まで、酒類の提供は 11 時から 20 時までについて協力を依頼いたします。

また、業種別ガイドラインの遵守についても要請をいたします。

最後に、7 ページは、イベントの開催制限についてでございます。イベントの主催者等に対しまして、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

具体的には、大声のあり・なしと施設の収容定員に応じまして、人数の上限、収容率を定めております。

あわせて、措置区域及び区域外において、それぞれ営業時間の短縮や規模別ガイドライン(正しくは業種別ガイドライン)の遵守を要請いたします。

なお、以上の対応(案)につきましては、本日、書面開催をしました感染症対策審議会において、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

続きまして、「コロナ対策リーダー」についてご説明をいたします。

飲食店の皆様には、「コロナ対策リーダー」の登録を改めてお願いを申し上げます。既に 6 万 6,000 件を超える登録をいただいております。リーダーを中心に、更なる感染防止策を徹底していただきたいと考えております。

最後に、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトについてご説明をいたします。

都は、見回りなどの取組をさらに発展させ、飲食店等に対する徹底点検・サポートを短期集中的に実施していきます。

来週の月曜日から、「徹底点検 TOKYO サポートチーム」が重点措置区域における飲食店等を訪問し、各店舗の取り組みを点検・サポートして参ります。

東京の特性を十分に考慮した実効性のある点検を実施いたしまして、点検済みの店舗には「感染防止徹底点検済証」を交付いたします。その際、点検業務等のシステム化など DX

の効果的な活用を図って参ります。

また、コロナ対策リーダーへの助言の実施や実効性のある支援ツールの提供によりまして、その取組を後押しするなど、きめの細かい支援を実施して参ります。

コロナ対策リーダーと感染対策サポートチームが一体となって、利用者における感染リスクを抑えていきます。

説明は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、トコトン・テレワークの実施、他の案件につきまして産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局から3点ご報告をさせていただきます。

1点目はテレワークの推進についてです。現在、多摩地域の宿泊施設を活用してサテライトオフィスを提供しておりますが、1日当たりの室数を拡充するなど体制を強化いたします。

2点目は、協力金の支給についてでございます。4月12日の月曜日から5月11日の火曜日までの間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、事業規模に応じて、店舗ごとに111万円から最高で600万円を支給いたします。

現在、国の方針を踏まえて必要な準備を進めておりまして、今後詳細お知らせいたします。

3点目は、中小企業の取組に対する支援についてでございます。コロナ対策リーダーの活動を後押しする取組といたしまして、より安心のお店づくりに向け、CO2濃度測定器などの購入を支援いたします。また、感染症防止ガイドラインに基づく取組などへの支援につきましても、申請期限を延長いたします。

引き続き、人流抑制や感染防止対策の徹底に向けて、事業者の皆様の取組をサポートして参ります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして戦略的・集中的な検査の拡充、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

まず、戦略的・集中的な検査についてご説明申し上げます。

クラスターが発生しやすい事業所等や、繁華街・商店街等におきまして、早期に陽性者を

捕捉するため、積極的にＰＣＲ検査等を実施いたします。

また、重症化のリスクの高い高齢者施設や障害者施設において、職員等への集中的・定期的な検査の拡充をいたします。今まで月１であったものを週１に拡充するものでございます。

また、直近においては２０代の感染者が増加しているところでございますが、大学生等の若い世代は行動が活発でございます。そのため、大学キャンパスでのＰＣＲ検査等の推進をいたします。また、オンライン講義の活用など、感染防止対策についても要請いたします。

次に、医療提供体制等の確保についてでございますが、現在５,０４８床の病床を確保しているところでございますが、通常医療を制限し、コロナ患者様の病床を転用することも視野に入れまして、最大確保病床６,０４４床に向けた確保、すでに都内の医療機関に要請したところでございます。

また、回復期にございます患者の転院を積極的に受け入れる後方支援病院を約２００施設・約１,０００床を確保しておりますが、転院を促進することで効率的な病床の運用を行って参ります。

宿泊療養施設につきましては、来週、新たに１施設を開設いたしますが、今後の感染の拡大に備え、順次確保を進めて参ります。

また、基礎疾患を有する高齢者と同居している方などの家庭内感染を抑制するため、即日受入れを４月１２日より開始するなど、運用の見直しを徹底して参ります。

次に、ゴールデンウィーク期間中の医療機関等への支援についてでございますが、ゴールデンウィーク期間中も、都民が受診できる診療所等や調剤薬局、入院患者を受け入れる医療機関に対し協力金をお支払いし、必要な医療提供体制の確保をして参ります。

次に、一時宿泊場所の提供についてでございますが、コロナの影響で失業など、住まいを失った方に対し、重点措置期間中、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供いたします。

最後に、女性の方への相談体制につきましては、お示しの通り各種相談窓口を設けております。不安な気持ちや悩みを抱えることがないように、引き続き相談支援体制の確保を進めて参ります。

私から以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして学校の対応につきまして、教育長からお願いいたします。

【教育長】

学校でございます。小中学校及び高校の対応についてでございます。

新学期の開始というタイミングでもありますことから、学校においては、マスクの着用、

手洗い、児童生徒・教職員の健康管理など、感染防止対策を一層徹底いたします。

あわせて、児童生徒等の体調が悪い時は休養させることなど、保護者の皆様ご自身の健康管理も含めて、ご家庭にも改めて協力をお願いして参ります。

また、感染不安や感染予防等の理由により、登校ができない児童生徒等につきましては、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなど、学校の学習内容や課題を伝え、子供たちの学びを保障して参ります。

特にこの4月からは、小中学校における1人1台端末の整備に伴い、本格的にデジタル機器を活用した教育活動が展開されていくことになります。今後の新型コロナウイルス感染症に備えるためにも、全ての子どもたちが、日常的に端末を使えるよう、オンラインなどデジタル機器の積極的な活用を進めて参ります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

本日報告のあります局については以上と伺っておりますが、それ以外にこの場でご報告等ある方いらっしゃいましたらお願いいたします。

では、多羅尾副知事からお願いいたします。

【多羅尾副知事】

都庁の中の話ではありますが、本日付で、総務局から各局に対しまして、都職員における新型コロナウイルス感染症対策のさらなる徹底についてと、このような通知を発出いたしました。

通知の趣旨といたしましては、重点措置が適用されるに当たりまして、改めて都職員自らが、徹底的なテレワークへの取組でありますとか、不要不急の外出自粛、あるいは会食時のルール徹底など、実践していただくようにという、通知内容でございます。

各局におかれましては改めて、職員全員に周知徹底するようにお願いをいたします。

さらに付言いたしますと、ルールに則った行動であっても、誤解を招くような行動あるいは誤解を招く恐れのあるような行動はぜひ、慎んでいただきたいと思います。

やはり、東京都といたしましては、都民の皆様に変なお願いもしているわけでございますので、都職員が、信頼を失うようなことがあっては決してならないということでございます。

改めてその点も、周知の徹底をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

他にご報告等ある方いらっしゃいますか。よろしければ会のまとめといたしまして本部長からお願いいたします。

【都知事】

はい、ご苦労様です。第 54 回の対策本部会議であります。

先ほど、政府の対策本部が開催されまして、「まん延防止等重点措置」の都に対する適用が決定されたところであります。

週明けの 4 月 12 日 0 時から、5 月 11 日 24 時まで、23 区と八王子、立川、武蔵野、府中、調布、そして町田、この 6 市を対象区域といたしまして、「まん延防止等重点措置」を実施いたします。

東京の医療を守り、そして都民の皆様の命を守るためには、これまで以上に徹底した人流の抑え込みが不可欠であります。都民・事業者の皆様のご理解ご協力を賜りたいと思います。

4 月 12 日以降のまん延防止等重点措置の都の対応につきましては、先ほど、総務局長から説明があった通りであります。

都民の皆様におかれましては、大都市圏の往来の自粛、そして必要最小限の外出でお願いいたします。

事業者の皆様には、営業時間の短縮、イベントの開催制限等をお願いいたします。

飲食店の皆様方には、「コロナ対策リーダー」の登録を改めてお願いをいたします。リーダーを中心に、更なる感染防止策を徹底してください。

都におきましては、来週月曜日から、「徹底点検 TOKYO サポートチームプロジェクト」が重点措置実施区域における飲食店等を訪問いたしまして、それぞれの店舗の取組を点検・サポートして参ります。

産業労働局長からの説明で、事業者の皆様への呼びかけです。出勤者数の 7 割削減に向けて、「トコトン・テレワーク」の実施、これを引き続きお願いを申し上げます。

多摩地域の宿泊施設でございますが、これを活用して、サテライトオフィスを提供している、これを 1 日当たりの部屋数、室数を倍増いたします。有効に活用していただきたい。

営業時間短縮要請に全面的にご協力いただけます飲食店等の皆様方には、改めて協力を金を支給いたします。

コロナ対策リーダーの活動を後押しする取組といたしまして、CO2 濃度測定器等の購入の支援を行います。

また、感染症防止ガイドラインに基づきます取組やテイクアウトなどの業態転換への支援についても、申請の期限を延長いたします。

それから福祉保健局長からの説明がございました重症化リスクの高い施設などに対しては、戦略的・集中的に検査を拡充いたして参ります。

大学生等の若い世代は大変行動が活発でございます。そのことから、大学キャンパスでの PCR の検査等を推進して参ります。

医療提供体制、これは現在の確保病床が 5,048 床でございますが、これをさらに最大確保病床 6,044 床に向けた確保、これをすでに都内医療機関へ要請をいたしております。

また、後方支援病院であります、約 200 施設・約 1,000 床確保して、転院を促進いたします。

宿泊療養施設ですけれども、来週、新たに 1 施設を開設いたしまして、また今後の感染拡大に備え、順次確保を進めて参ります。

来月はゴールデンウィークでございますが、その期間中、都民の皆さんが受診できる診療所等、調剤薬局、入院患者を受入れる医療機関、これらを支援して参ります。

それから、コロナの影響で住まいを失った方に対しての対応策であります、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供をいたします。

支援を必要とする女性の方々、住まいや仕事を失った方々、家に居場所がない未成年の方々、外国人、生きづらさを抱える方々、それぞれの相談、今出ておりますが、お受けをして参ります。

教育長から説明がございましたように、学校については、小中学校や高校では、新学期にあたって、学校での感染防止対策の徹底、そしてまた、保護者のご協力もお願いを申し上げます。

そして、現在、実施中の都立施設でありますけれども、休館をしているわけではありますが、都立公園の利用制限も行っておりますが、これを 5 月 11 日まで継続をするものいたします。

今、申し上げましたような様々な施策について、タイミングを逸することなく、直ちに実行するために、総額で 2,583 億円の補正予算を編成いたしまして、本日、専決処分を行ったところでございます。

この後、臨時記者会見を開きまして、都民そして事業者の皆様に対しましての呼びかけを改めて行わせていただきます。

各局においては、年度が変わりました、人事異動もありました、体制が変わった部署もございます。

一刻も早い事態の収束に向けまして、都庁の総力を結集して切れ目なく、都民、そして事業者に寄り添った施策の推進にあたってくださいますようお願いを申し上げます。

私から以上です。

ともに頑張りましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 54 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。